

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

あなた（又はあなたのご家族）が、利用しようと考えている介護予防及び介護予防ケアマネジメントについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問してください。

1. この契約の趣旨について

- 「要支援1」「要支援2」「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の認定を受けた方は、「介護予防・日常生活支援総合事業」によるサービスをご利用いただくことができます。
- 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス（以下「指定サービス」という。）のご利用にあたっては、介護予防サービス支援計画作成等の業務を行う必要があるため、居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）及び地域包括支援センター（以下「センター」という。）が契約を締結することになります。
- ただし、介護予防支援を利用する場合は事業所が、介護予防ケアマネジメントを利用する場合はセンターが、介護予防サービス支援計画を作成します。なお、センターが介護予防ケアマネジメントを事業所に委託した場合は、介護予防サービス支援計画は、委託を受けた事業所が作成します。

2. センターの法人概要について

名 称	新温泉町
所 在 地	兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673 番地の 1
法 人 種 別	地方公共団体（市町村）
代 表 者	新温泉町長 西村 銀三

3. センターの概要

セ ン タ ー 名		新温泉町地域包括支援センター
所 在 地		兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673 番地の 1
事業所指定番号		2 8 0 4 7 0 0 0 1 7
管 理 者		松本 晃
サービス提供地域		新温泉町
相 談 窓 口	電 話 番 号	0 7 9 6－8 2－5 6 2 3
	F A X	0 7 9 6－8 2－2 9 7 0
	営 業 日	月曜日～金曜日（12 月 29 日～1 月 3 日、国民の祝日を除く）
	営 業 時 間	8：3 0～1 7：1 5

* 営業日・営業時間以外については、その都度電話相談等によりサービスを提供する。

4. 事業の目的と運営方針について

1. 目的

センターは、利用者の心身状態の悪化の予防、及び利用者が可能な限りその居宅においてその尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス支援計画を作成するとともに、指定サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者等と連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

2. 運営方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとします。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めるものとします。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行うものとします。
- (4) 事業の運営に当たっては、保健医療福祉関係機関、事業所、サービス事業所、介護保険施設等との連携及び多職種との連携に努めるものとします。

5. センターの職員について

センターは、管理者を1名配置し、センターの介護支援専門員その他の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し必要な指揮監督を行います。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、利用者からの相談に応じ、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、指定サービス等を適切に利用できるよう、介護予防サービス支援計画を作成します。またサービスの提供が確保されるよう指定サービス事業所等との連絡調整を行います。

6. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容および利用料等

内 容	提供方法	介護保険適用の有無	1 か月あたりの利用料
① 介護予防サービス支援計画の作成	契約書別紙に掲げる「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の実施方法等について」を参照してください。	①～⑦は、一連業務として介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるものです。	介護予防支援費 ■ 1 か月当たり 4, 420円 ■ 初回月加算あり ■ 委託の場合、初回月のみ委託連携加算あり
② 指定サービス事業所等との連絡調整			
③ サービス実施状況の把握、評価			
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理			
⑥ 要介護認定等の申請に対する協力、援助			
⑦ 相談業務			

【ご注意】

- * 介護保険法または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。
- * ただし、介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を新温泉町役場窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。
- * 上記の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる業務を行うため、新温泉町外の居宅を訪問した場合は、交通費を実費負担していただく場合があります。

7. 利用者宅への訪問頻度のめやす

センターの介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3か月に1回となります。（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3か月に1回などがめやすになります。）

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの遂行に不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合は、利用者の居宅を訪問することができます。また、訪問時は身分証を携行し、利用者またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者およびその家族に関する秘密の保持について

センターは、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

センターは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。センターは、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供内容の記録について

センターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供内容に関する記録を行うとともに、これを契約満了日から5年間保管するものとします。利用者は、センターに保管されるこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

10. 契約の解約について

1. 利用者から行う解約措置

- (1) 利用者は、当事業に対し、契約書に添付した「解約申出書」を解約する日の7日前までにセンターに届け出ることによって、この契約を解約することができます。ただし、

緊急の入院等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(2) 以下の場合、利用者は申し出を行うことにより、事前申し出期間なしにこの契約を解約することができます。

- ①センターが正当な理由なく介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を行わない場合
- ②センターが明らかな守秘義務に反した場合
- ③センターが利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④その他センターがこの契約に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

2. センターから行う解約措置

(1) センターの規模の縮小、休廃止等により介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供が困難になるなどのやむをえない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から1か月以上の期間において利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。

(2) 利用者またはその家族等がセンターや従業員に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合

3. 契約の自動終了

- ① 利用者の要介護認定区分が「要介護」と判定された場合
- ② 利用者の介護予防生活支援サービス事業対象者認定が「非該当」と判定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者が転出し、本町の被保険者でなくなった場合

11. 損害賠償について

故意または過失によって利用者に損害を与えた場合は、全国町村会総合賠償補償保険で対応します。

12. ハラスメント対策について

センターは、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

- ①センター職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。
- ②センター職員によるハラスメントが発生した場合、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ③利用者およびその家族がセンター職員に対して行う、カスタマーハラスメント（暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為）、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。また、特に、悪質と認められるものに対しては、関係機関へ通報し、必要な措置を講じます。

13. 虐待の防止について

センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、以下に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①センターは、養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを町に通報します。
- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ③センターは、必要に応じ成年後見制度等を利用できるよう支援します。
- ④虐待防止のための研修会を定期的に実施します。
- ⑤虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

虐待の防止に関する担当者	主任社会福祉士 稲葉 政人
--------------	---------------

14. 感染症の予防及びまん延防止について

センターは、感染症の予防及びまん延防止のために、以下に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①センター職員の清潔の保持及び健康管理に努めます。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討し、その結果についてセンター内で周知徹底を図ります。
- ③感染症の予防及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的に実施します。

15. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

- ①センター内で業務継続計画について周知するとともに、研修及び訓練を実施します。
- ②定期的に見直しと変更を行います。

16. 身体的拘束等の原則禁止について

センターは、サービス提供にあたって、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

17. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談・苦情について

地域包括支援センターの窓口

所在地 新温泉町浜坂 2673 番地の 1
電 話 0 7 9 6 - 8 2 - 5 6 2 3 (直通)
F A X 0 7 9 6 - 8 2 - 2 9 7 0 (代表)

市町村の窓口

所在地 新温泉町浜坂 2673 番地の 1
福祉課 介護保険係
電 話 0 7 9 6 - 8 2 - 5 6 2 2 (直通)
F A X 0 7 9 6 - 8 2 - 2 9 7 0 (代表)

兵庫県国民健康保険団体連合会

所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番-1801 号
電 話 0 7 8 - 3 3 2 - 5 6 1 8
F A X 0 7 8 - 3 3 2 - 0 9 8 6

18. 重要事項の説明年月日

説 明 場 所	
説 明 日 時	令和 年 月 日 時 分

上記内容について、「指定居宅介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定居宅介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

センター 所 在 地 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673 番地の 1
法 人 名 新温泉町
代表者名 新温泉町長 西村 銀三 印
事業者名 新温泉町地域包括支援センター
説 明 者 印

私は、上記内容の説明をセンターから受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント支援の提供開始に同意します。

利用者 住 所 兵庫県美方郡新温泉町
氏 名 印

(代理人) 住 所
氏 名 印